

## Ⅱ. 令和6年度 殿山第二小学校 経営方針

### 1. 基本方針

- ・日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、教職員自らが保護者、市民の信託に応える教育を推進し、豊かな心と、自主性・創造性・実践力に富む児童の育成に努める。
- ・児童及び地域の実態を踏まえ、校長のリーダーシップの下、責任ある組織的・計画的な教育活動と全教職員の創意工夫を生かした教育実践を通して、児童一人ひとりの人間形成（よく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つ）を図る。  
そのために、教職員が互いに切磋琢磨しながら学び続け、自身の教師力を磨く。そして、子どもたちの指導に愛情と責任を持って、子ども像の具現化に努めていく。  
また、保護者・地域の人々の力が加わって、生き生きと活気あふれる教育活動を展開していく。  
常に創意工夫をしながら、柔軟且つ創造的な『新しい学校づくり』のために邁進していく。

### 2. 学校教育目標

『 認めあい 高めあい 一人ひとりが輝ける学校 』

### 3. めざす子ども像

#### ① 素直でやさしい心をもつ子

「物事を前向きに捉え、“あいさつ”ができ、人と人との関係性を豊かに広げる子」

#### ② 自分も周りの人も大切にできる、思いやりのある子

「互いの個性を認めあい、自他ともに大切にしていける子」

#### ③ 正しい考えをもつ子

「経験を通して、自らの考えを広め、物事の正しい判断ができる子」

#### ④ 学ぶ楽しさを知り、主体的・意欲的・協働的に取り組める子

「友だちと主体的に対話をしながら協働的に学びを深めていく子」

#### ⑤ 心身ともに健康でチャレンジする気持ちをもって、最後までやり切る子

「心身ともに健やかに、諦めず最後までやり遂げる子」

### 4. 重点目標

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

- (1) 確かな学力と自立を育む教育の充実（授業力の向上、校内研修の充実）
- (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実（人権・道徳教育、読書活動、体力向上の充実）
- (3) 教職員の資質と指導力の向上（服務規律の徹底、業務改善と意識改革の推進）
- (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実（特別支援教育の充実）
- (5) 社会に開かれた学校づくりの推進（保護者・地域との連携）
- (6) 学びのセーフティネットの構築（安全・生徒指導・不登校・いじめの対応）

### 5. 重点的具体事項

- (1) 確かな学力と自立を育む教育の充実（授業力の向上、校内研修の充実）

#### ① 教職員は各ブロック（ペア学年・年3回以上）で研究授業を公開し、校内研究を充実して

いく。

- ② 授業の「めあて・まとめ・ふりかえり」を明確にし、「学ぶ楽しさと誰もがわかる授業」を確立する。
- ③ 学力調査等の課題から児童の実態を把握し、求められる学力を授業改善に取り入れる。(個別最適な学び)
- ④ Hirakata 授業スタンダード(5つのC視点)に基づいた授業展開を意識して取り組む。
- ⑤ 経験年数でグループを組み、相互参観週間の設定を行い、全ての教員の授業力の向上を図る。
- ⑥ 一人一台のタブレット端末を活用した効果的な授業改善を推進する。
- ⑦ AIドリルや反復学習等で基礎・基本の学力をしっかりと定着させ、シームレスな学びへ繋げながら、児童の学力向上を図る。
- ⑧ 一人一台のタブレット端末を活用した臨時休校時等緊急時の学びが保障できる体制を整える。
- ⑨ 三中校区「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭学習の意義について保護者に理解を促し家庭学習の定着を図る。
- ⑩ 国語科を校内研究(考える授業をめざして)の中心教科とし「話す力」「聞く力」「書く」「読む力」等の基礎的・基本的な力を定着させるとともに、児童の主体性や表現力、コミュニケーション力の育成と学びが深まる授業づくりをめざす。
- ⑪ グループ学習やペア学習を効果的に活用し、対話的な学びを深める。
- ⑫ 学年内交換授業を行い、授業の質を向上させる。
- ⑬ 教職員が研修で学んだことの情報共有する場を設ける。(年2回以上)
- ⑭ 経験の少ない教員の指導力の向上を図るため、OJTを充実させる。(月1回以上)
- ⑮ 「架け橋プロジェクト」のもと、坂保育園、宇山光の子保育園、招堤保育園と連携を図り、児童同士の交流、教職員同士の連携から、幼児教育からのスムーズな引継ぎや子ども理解に向けての共通理解を図る。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実(人権・道徳教育、読書活動、体力向上の充実)

- ① 教職員一人ひとりが高い人権意識を持つための研修を充実させる。(年3回以上)
- ② 教科書を中心に、「人権教育教材集」(大阪府教育委員会)等の副教材も活用して道徳教育を推進する。
- ③ 道徳の時間における指導内容・指導方法、評価の工夫・改善を図る。
- ④ 朝読書等の読書活動に積極的に取り組み、創造力や感受性といった豊かな心を育む。
- ⑤ 体力テストの課題から児童の実態を把握し、求められる児童の体力向上の充実に努める。(体力向上月間の設定)
- ⑥ 積極的に休み時間や放課後での交流(遊び)の機会を増やす。(中休みを20分→25分に変更)

(3) 教職員の資質と指導力の向上(服務規律の徹底、業務改善と意識改革の推進)

- ① 保護者、地域からの信頼を得るためにも教職員の職務上の義務や身分上の義務について適宜確認を行っていく。(定期的な研修を行う。)
- ② 国の通知や様々な取組事例を参考にして教職員の働き方改革を進めていく。('笑顔の学校プロジェクト'への取組参加)
- ③ 「先生が幸せに働ける学校づくり」をめざして校内研究を実施する。(年3回以上)

(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実(特別支援教育の充実)

- ① インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」ための支援教育を進める。
- ② 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を確立し、すべての教職員が一致し

た体制で支援教育を進める。(月1回の情報共有)

- ③ 校内研修を充実させ、支援教育に対する専門性の向上を図り、誰もが“安心”して学校生活を送ることができる居場所づくりや環境づくりを進める。
- ④ 通常の学級に在籍する配慮が必要な児童への具体的な支援についてケース会議を実施して、必要な支援方法を検討する。
- ⑤ 児童の実態把握のためのスクリーニング調査を進め、系統的な支援方法のもと、保護者と連携しながら一人ひとりに適した支援方法を実施していく。

#### (5) 社会に開かれた学校づくりの推進

- ① 学校運営協議会委員と学校が協働しながらコミュニティスクールの本格的な実施を行う。(年4回以上)
- ② 引き渡し訓練、授業参観等の設定。
- ③ 可能な範囲で地域行事への参加を行い、地域との結びつきを深める。
- ④ 地域人材による学校教育への協力(殿ニッコリ保護者会の推進)
- ⑤ 子どもたちの安全確保のため、殿ニッコリ保護者会や見守り隊(月1回の情報共有)との連携を強める。
- ⑥ 学校ブログや学校だよりを活用して学校の情報発信を積極的に行う。

#### (6) 学びのセーフティネットの構築(安全教育・生徒指導・不登校・いじめの対応)

- ① 生徒指導を組織的に行うための体制を確立し、教職員全員が一致した体制で組織的に指導を進める。
- ② 「生徒指導提要」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携して、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見、解消に努める。
- ③ 不登校児童についての理解や家庭の状況把握に努め、保護者と連携しながら一人ひとりに適した組織的対応を進める。
- ④ 枚方警察、スクールサポーター、まるっと子どもセンター等の関係機関と連携し、地域一体となった子ども見守り体制を構築する。
- ⑤ 不登校児童(年30日欠席)になり得る児童の状況把握の為に、計画的なケース会議を実施し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等と情報共有のもと、管理職、生活指導担当、特別支援コーディネーター、学級担任等と具体的な支援方法を進める。
- ⑤ いじめや不登校の未然防止に向けて、初期対応や情報共有のために、一人ひとりの情報が把握できるスクリーニングシートの作成と活用を図る。
- ⑥ 家庭や地域、友達、先生、来校されるお客さまなどに対して、丁寧なあいさつや関わり方ができるよう指導する。(児童会を中心としたルールメイキングの取組と連携)
- ⑦ チャイム着席の徹底。(児童会を中心としたルールメイキングの取組と連携)
- ⑧ 清掃・整理整頓の徹底。(児童会を中心としたルールメイキングの取組と連携)
- ⑨ 丁寧な言葉づかいや相手を思いやる言葉づかい、社会生活・集団生活におけるマナーを指導する。(ペップトークの推進)
- ⑩ 保護者・地域(牧野小、三中を含む)と連携しながら、「心の教育」を進める。(いじめ問題への取組について懇談会実施、SNS活用について情報提供)
- ⑪ 交通ルールを守り、安全な登下校を指導する。(定期的な通学路の見回り)